

委員会規則

(目的)

第1条 本規則は、日本サイエンスコミュニケーション協会（以下、「JASC」という）の定款第7章「委員会」に基づき、委員会の構成および運営等に関する規則を定める。

(設置)

第2条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

(種類)

第3条 当法人の委員会は、次に掲げる委員会を置く。理事会の決議により、委員会の廃止または変更することができる。

- (1) 研究委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 年会委員会
- (5) 会員活動活性化委員会
- (6) 人材育成委員会

(構成)

第4条 委員会の構成は、委員長および委員若干名とする。必要に応じて、副委員長を置くことができる。

2 委員長は、委員会の業務執行を担当する理事とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の選任)

第5条 委員長および委員は、理事会の決議によって選任する。

2 必要に応じて、副委員長を置く場合は、理事会の決議により副委員長を選任することができる。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第7条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(報告)

第8条 委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。

(経費)

第9条 委員会の活動にかかる経費は、当法人が負担する。

(改訂)

第10条 この規則は、理事会の決議を経て、改訂することができる。

令和7年6月1日制定